

第2回利根町自治基本条例検討委員会 議事録

会議名	第2回利根町自治基本条例検討委員会	
日時	平成30年9月19日（水） 午後3時30分から	
場所	利根町役場 町長公室	
出席者	委員	坂野委員，手塚委員，加藤委員，久永委員，市川委員，新井委員，猪鹿月委員，船川委員，清水委員，加川委員，鈴木（弘）委員，吉岡委員，大越委員，菅沼委員，寺島委員，鈴木（亜）委員
	事務局	企画課 飯塚課長、鈴木係長、高野主査，東主事，栗原主事
欠席委員	なし	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 検討委員会の傍聴について 3 前回のおさらい 4 先行市町村の条例について 5 次回の開催日について 6 その他 7 閉会 	
配付資料名	第2回利根町自治基本条例検討委員会 次第 資料1：利根町自治基本条例検討委員会傍聴要領（案） 資料2：前回のおさらい 資料3：自治基本条例に関する講話会 アンケート結果について 資料4：自治基本条例 他市町村比較表	
議事内容	次ページ以降の通り	

議 事

1 開会

(事務局が資料確認)

(前回欠席の加川委員，大越委員より自己紹介)

2 検討委員会の傍聴について

事務局より，「資料1：利根町自治基本条例検討委員会傍聴要領（案）」に基づき，傍聴に関する手続きや禁止事項について説明が行われ，委員より次の意見が出された。

委員：傍聴の禁止事項について，その他として入場が好ましくないようなものが必要ではないか。

事務局：「前号の規定に関わらず，委員長が認めない者」という旨を規定することは可能であると考えられる。

これについて，前号の規定に関わらず委員長が認めない者の傍聴を禁止する旨の規定を追加することが決定された。

委員：傍聴について規定しなければならない理由はあるのか。

事務局：今回の自治基本条例については，より多くの町民に知っていただくということで進めているので，今後，傍聴希望者が増えてきた場合のために，明確なルールを定めておく必要があると考えたため，今回，傍聴要領を提示した。

委員：本委員会では傍聴を可能とすることについて，諮ったほうが良いのではないか。これについて，本委員会は原則公開とし，傍聴も可能であるということが決定された。

3 前回のおさらい

加藤委員より，「資料2：前回のおさらい」を基に，前回の委員会での講話会の内容について，改めて説明が行われた。また，「資料4：自治基本条例 他市町村比較表」も参考に，加藤委員より自治基本条例に必ず規定されるであろう項目として「前文」，「目的」，「位置付け」，「定義」，「基本理念」，「市民の権利や役割」，「議会」，「行政や執行機関の役割」，「住民参加のあり方」，「情報公開」の項目が示された。

事務局より，「資料3：自治基本条例に関する講話会 アンケート結果について」に基づき，前回の委員会での講話会に参加した傍聴人に対して実施したアンケートの結果について，説明が行われた。

委員長より，委員に対して今回の加藤委員からの説明を踏まえた感想，意見が求められ，委員からは以下のとおりの感想，意見が出された。

委員：今回の資料を読んで，今まで抽象的だったものが，少し具体的になってきたように感じる。

委員：町民が，自治基本条例やそこに規定される内容について，どれほど関心を持っているのかが疑問である。

委員：自治基本条例について，町民に関心を持ってもらうことが重要である。

委員：関心を持ってもらうことの難しさを感じる。

委員：関心を持ってもらうにはどうすればよいのか、これから話し合っていきたい。

委員：自治基本条例の内容やその必要性について、町民にいかに伝え、周知していくのが重要である。

委員：「協働のまちづくり」のひとつとして、行政にだけ任せるのではなく、行政、議会、町民が一緒になってやっていくという形になれば良いと思う。

委員：検討委員会の委員が町民にところに行って説明するというのも、ひとつのキーワードとなるのではないか。

委員：子供に関する項目については、ぜひ検討していきたい。

委員：自治基本条例の中に子供に関する内容を盛り込むことで、子育て環境をより良いものにしていきたい。

委員：自治基本条例について、まだよく分からない部分も多いので、これから勉強していきたい。

4 先行市町村の条例について

事務局より「資料4：自治基本条例 他市町村比較表」に基づき、龍ヶ崎市、東海村、余市町、杉戸町の自治基本条例に規定されている項目について説明が行われた。

委員長より、今後の委員会での項目の検討方法について、資料4に記載されている項目の順番に検討を行っていく方法と、重要な項目から検討を行っていく方法が示された。

これについて、加藤委員より「前文」や「目的」、「定義」といった、どの自治体の自治基本条例にも必ず規定されているであろう項目から検討を行うのが良いのではないかとの意見が出された。これに対し委員長からも、委員会内での共通認識を構築するという点では、加藤委員の意見のとおりが良いだろうとの考えが示され、「前文」、「目的」、「定義」といった基本的な項目から検討を行うということが決定された。

5 次回の開催日について

次回の開催日は「11月16日（金）15時45分から」で決定された。

6 その他

○第1回の議事録の要望について

第1回の議事録について委員より以下の要望が出された。

委員：第1回の議事録は要約されすぎていて、会議の内容や実態を反映していないようなものに思える。議事録には様々な書き方があると思うが、できるだけ会議に出席していない人にもわかりやすい議事録を作っていただきたい。

事務局：委員より指摘のあった点については、今後改善しながら進めていきたい。

事務局より議事録作成において、各委員の発言について匿名性を確保するべきかどうかを諮られ、委員より以下のような意見が出された。

委員：誰が発言したかよりも、その発言の内容が重要であると考えてるので、議事録では発言者は匿名でよいと思う。

これについて、議事録では発言者の個人名を記載せず、匿名性を確保することが決定された。

○委員会開催及び傍聴が可能である旨を周知する方法について

委員：現在のところ、町民は本委員会の開催や傍聴について、何で知る形になるのか。

事務局：本来であれば町の広報誌で周知することが望ましいと考えるが、広報記事の締切の関係上難しいため、基本はホームページでの周知を予定している。

委員：公共施設には様々な催し物のポスターが張ってあるが、それと同じように掲示することはできないのか。

事務局：ポスター等は啓発活動にあたる行為であるが、審議会等の開催のような、一部の人々に対し周知する行為は告示行為にあたるものであり、これについては町の条例で役場入口付近の掲示板に掲示することと定められている。

委員：周知の方法というのはとても重要なことだと思う。より多くの人々に周知するにはどうすべきか考えていかなければと思う。

委員：インターネットを使えない人に向けてということで、回覧板はどうか。回覧板であれば、公共施設等に用事がない人にも見てもらえるのではと思うが。

事務局：回覧板については、行政から各区長に依頼をして行っているものであるが、以前は月2回程度行っていたものを、負担軽減等の理由から現在では月1回にしている実情があり、そういった点が問題になる。

委員：詳細な日程を掲載せず、傍聴が可能な旨やホームページで議事録等を公開していること等を掲載するというのであれば、広報誌での周知が可能ではないか。広報誌は各戸配布であるので、公平性も保てると思うが。

これについて、町の広報誌に日程は掲載せず、傍聴可能な旨、その他ホームページでも公開している旨等を掲載することが決定された。

○傍聴者からの意見の聴取、質疑について

委員：傍聴者から質問等を受け付けるというのはどうか。

委員長：傍聴者等からの意見や質問の扱いについては2つの方法があると考え。1つ目は委員会とは別の機会を設け、話を聞くという方法である。ただし、経験上この方法は、委員が同じ市民から攻撃を受けることもあると考えられるため、議論を行う必要があると考える。もう1つは、意見等がある場合はアンケート等に書いてもらい、次回の委員会で反映するというものであり、私はこの方法が最も良いのではと考える。

これについて、アンケートを実施し、そこで出された意見については次回以降の委員会で検討することが決定された。

○条例策定に係る期間及び開催頻度について

委員：条例策定にはどれほどの期間を要するのか。また、委員会の開催頻度はどうか。

事務局：期間としては2年を目途に考えているが、それよりも時間がかかることも考えられるため、時間よりも内容を重視したいと考えている。

委員：年間で何回程度の開催を予定しているのか。開催日は事前に分かるのか。

事務局：今年度については5回程度を予定している。来年度以降については、議論の進

捗に合わせながら、回数を増やしていくことも考えている。また、開催日については前回と今回と同様に、毎回の議事の中で、次の開催日について決定していく予定である。

10 閉会

以上